

豊栄さわやか老人福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，豊栄さわやか老人福祉センターの使用料の徴収事務を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

新 潟 市 長 中 原 八 一

徴 収 事 務 を 行 う 場 所	徴 収 受 託 者
新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 3 5 号 豊栄さわやか老人福祉センター	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長 井浦 正弘